

みどり
水土里ネット

両総だより



目次

令和2年通常総代会	… 2
令和2年度収支予算の概要	… 3
表彰	… 3
役員（理事）の選任について	… 4
管理委員会支部委員長の交代について	… 4
職員の人事異動	… 4
新規採用職員紹介	… 4
各種事業のお知らせ	… 5
令和2年度賦課金について	… 6
総代選挙のお知らせ	… 7
賦課金の納入、届け出について	… 8

組合員数
21,088名

受益面積
175,883,293.38㎡
(令和2年4月1日現在)

【発行所】両総土地改良区

〒283-0802 千葉県東金市東金 1163 番地
Tel.0475-52-3145 Fax.0475-52-2356
〈U R L〉 <http://www.ryoso-lid.or.jp>
〈e-mail〉 ryoso@ryoso-lid.or.jp

写真：第2揚水機場吐水槽から第2導水路を望む（山武郡横芝光町）

令和2年通常総代会開催

令和2年3月23日午前10時両総土地改良区会議室において、通常総代会を開催いたしました。両総土地改良区でも、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回に限り書面議決を取り入れ会議での密集を防ぐなど、可能な限りの対策を施し実施いたしました。



【出席者詳細】

出席者 28 名、書面議決 157 名
合計 185 名（現総数 193 名）

会議室内は飛沫感染防止のため、前後左右に十分な間隔を取り、全員マスク着用にて執り行いました。



副理事長挨拶

〈要約〉



副理事長 石橋 清孝

総代の皆様方におかれましては、春先の農作業等で大変お忙しい中、早朝よりご出席をいただき、開会できますことを厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、2月末に政府から新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、多数の方が集まるようなイベント等については、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する旨の基本方針が発表されました。

当土地改良区の受益範囲は広域に及び、万が一感染者が発生した場合の影響は大きくなることから、総代会前に開催しておりました各地区毎の総代協議会は中止させていただきました。

また、本日の通常総代会におきましても、政府の基本方針に鑑み、極力セレモニーを控え、より短時間での開催といたします。

なお、特別な措置としての1点目は、書面議決書による議決権の行使、2点目は例年来賓としてご臨席を賜りました国、県の幹部職員のご招待を取りやめたこと、3点目は永年功労者への感謝状の贈呈式を中止して事務局からのご紹介のみとする等の対応を執らせていただきます。

制度上、通常総代会を中止することが出来ないため、出来得る限りの対策を施しての開催といたします。

お集まりの皆様には、突然の変更により、大変ご迷惑をおかけしてしまい、この場をお借りしてお詫び申し上げますとともに、このような状況をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

なお、本日欠席した総代の皆様からは書面議決書が提出されていることを申し添えます。

慎重審議のうえ、円滑な議事運営をお願いいたします。

通常総代会提出議案

下記の議案は原案のとおりすべて可決確定されました。

【提出議案】

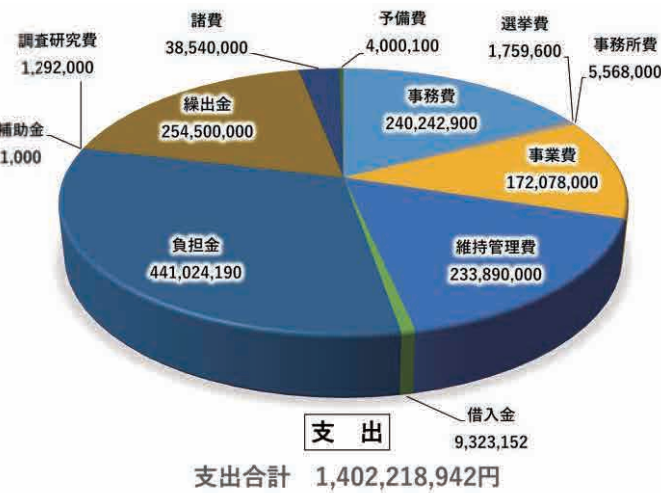
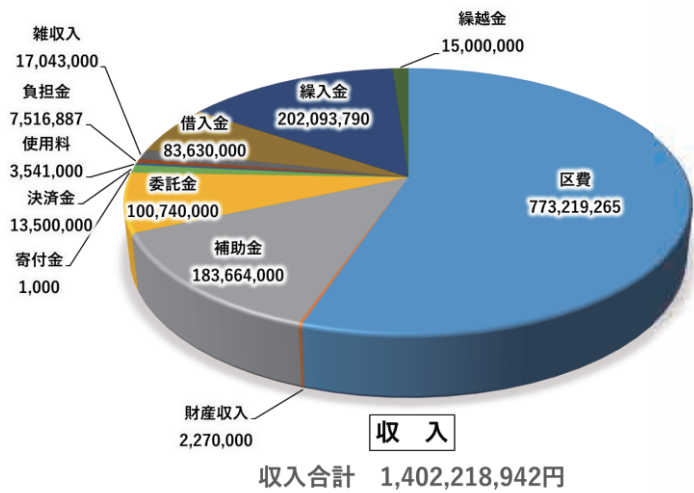
- 第1号議案 管理委員の選任について
- 第2号議案 役員の選任について
- 第3号議案 令和元年度県営事業計画の変更について
- 第4号議案 令和元年度県営事業分担金(負担金)の納入変更について
- 第5号議案 令和元年度一般会計収支補正予算並びに令和元年度特別会計緊急修繕積立金収支補正予算の理事会専決処分について
- 第6号議案 令和元年度一般会計収支補正予算(案)について
- 第7号議案 令和元年度特別会計収支補正予算(案)について
- 第8号議案 令和2年度県営事業計画並びに団体営事業計画の設定及び施行について
- 第9号議案 令和2年度長期借入金の借入方法並びに償還方法について
- 第10号議案 令和2年度県営事業分担金(負担金)の納入について
- 第11号議案 令和2年度役員報酬について
- 第12号議案 令和2年度一般会計収支予算(案)について
- 第13号議案 令和2年度特別会計収支予算(案)について
- 第14号議案 令和2年度区費賦課並びに徴収時期及び方法について
- 第15号議案 一時借入金について
- 第16号議案 歳計現金預入先について
- 第17号議案 定款の一部変更について



令和 2 年度収支予算の概要

一般会計収支予算

(単位：円)



特別会計収支予算

(単位：円)

<各種積立金>

積立金名	予算額
揚排水機場費	201,834,411
農地転用決済金	645,371,311
職員退職給与金	376,389,470
財政調整	184,940,988
緊急修繕	100,132,030
発電事業	6,464,564
計	1,515,132,774

<管理委員会支部>

支部名	予算額	支部名	予算額
佐原	11,000,000	福岡東	3,505,000
常磐	13,552,000	増穂	3,289,000
久賀	9,887,500	大網	6,157,000
多古	16,600,000	本納	6,202,000
南条	31,261,000	東郷	4,146,000
東部	70,720,480	高根	25,149,000
松尾	15,118,000	茂原	15,306,000
南郷	2,588,000	西部	2,026,000
東金	6,949,000	五郷	10,014,000
中部	55,962,800	松潟	28,742,000
福岡南	3,263,000	計	341,437,780

<地区別工区>

工区名	予算額
森戸	45,000,000
堀之内	11,000,000
多古	19,202,068
計	75,202,068

表彰

永年に亘り、両総土地改良区の業務等にご協力頂いたご功績を称え、永年協力組合長及び永年総代、永年勤続役員、永年勤続職員に対し表彰を行いました。

【永年協力組合長】

山武市	八田岩井崎組合	美濃輪 一良
東金市	田間田中組合	石原 幸吉
九十九里町	屋形第三組合	秋葉 英喜
九十九里町	下貝塚岡組合	鍵田 幸夫
茂原市	粟生野南部組合	関 清
茂原市	長尾殿谷組合	石塚 芳夫

【永年総代】

10年	第3区	東	新治
	第27区	大木	元廣
	第27区	古川	達衛
	第30区	板倉	五男
	第36区	三枝	昭弘
	第39区	豊田	幸則

【永年勤続役員】

10年 佐藤 晴彦

【永年勤続職員】

30年 岩澤 まゆみ
20年 片岡 弘好
小見川 智洋



《敬称略》

役員(理事)の選任について

通常総代会において、
欠員に伴い役員(理事)が補欠選任されました。

第3被選任区 富田 直人 (令和2年3月23日就任)
(茂原市、長生村、白子町、一宮町)

管理委員会支部委員長の交代について

管理委員会支部において、
新たに委員長が選任されました。

常磐支部 八木 克己 (令和2年2月1日就任)

職員の人事異動



令和2年4月1日付けで職員人事異動がありましたのでお知らせいたします。
異動内容は下記のとおりです。

新 職 名	氏 名 (旧任職名)	新 職 名	氏 名 (旧任職名)
総務課主査	岡本 秀寿 (調査管理課主査)	調査管理課主査	鵜沢 和彦 (山武支所主査)
山武支所主査	朝日 博幸 (総務課主査)	山武支所係長	小林 健二 (香取支所副主査)
調査管理課係長	中西 善裕 (調査管理課主任主事)	香取支所主事補	秋元 郁哉 (新規採用)
山武支所主事補	中古 択磨 (新規採用)	長生支所主事補	矢野 孝昌 (新規採用)

新規採用職員紹介

令和2年4月1日より、3名の職員を採用しておりますので紹介します。

香取支所



あきもと ふみや
秋元 郁哉

《特技》合気道

《一言》地域や組合員の皆様から信頼される職員となるべく、日々精進して参りますので、よろしくお願いいたします。

山武支所



ちゅうこ たくま
中古 拓磨

《特技》野球

《一言》社会人として自覚と責任をしっかりと持ち、どのような仕事にも全力で取り組んで参ります。

長生支所



やの たかまさ
矢野 孝昌

《特技》バドミントン

《一言》自分が行う仕事の重要さを理解し、常日頃から向上心を持って仕事に取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。

地域の皆様のお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします！

令和2年度 各種事業のお知らせ

【県営事業】

かんがい排水事業（負担割合 国：50% 県：25% 地元：25%）

地 区 名	事 業 区 域	事 業 量
両総茂原南地区	茂原市、長生郡白子町、長生郡長生村	用水路工 L=1,000.0m 付帯工 一式
両総茂原西部地区	茂原市	実施設計 一式
両総南条支線地区	匝瑳市、山武郡横芝光町	支線用水路工 L=1,066.0m
両総多古支線地区	香取郡多古町、山武郡横芝光町	測量・設計 一式

基幹水利施設ストックマネジメント事業（負担割合 国：50% 県：25% 地元：25%）

地 区 名	事 業 区 域	事 業 量
両総松尾支線地区	山武市、山武郡横芝光町	支線用水路工 L=333.0m

経営体育成基盤整備事業（負担割合 国：50% 県：30% 地元：20%）

地 区 名	事 業 区 域	事 業 量
森戸地区	香取市	暗渠排水 A=79.0ha
堀之内地区	香取市	測量・設計 一式

【団体営事業】

土地改良施設維持管理適正化事業（負担割合 国：30% 県：30% 地元：40%）

施 設 名	工 事 箇 所	事 業 量
四天木揚水機場	大網白里市四天木地先	電動機補修 一式 主軸、羽根車、補機類更新 一式
郡揚水機場	香取郡神崎町郡地先	ポンプ及び電動機補修 2基 給水ポンプ更新 1基 電動仕切弁補修 2基 ポンプ制御盤更新 1基
山武東部7号揚水機場	山武市松尾町五反田地先	両吸込渦巻ポンプ及び電動機補修 1基 電動弁補修 1基 ポンプ制御盤更新 1基 引込開閉器盤更新 1基

農業基盤整備促進事業（負担割合 国：50% 県：14% 地元：36%）

施 設 名	工 事 箇 所	事 業 量
幸治地区排水路	長生郡白子町幸治地先	排水路工 L=64.0m
下ヶ傍示排水機場	大網白里市下ヶ傍示地先	減速機交換 1基
細屋敷川III期地区排水路	東金市宿地先	排水路工 L=100.0m

農業経営高度化支援事業（負担割合 国：50% 県：50%）

地 区 名	事 業 区 域	事 業 量
森戸地区	香取市	調査・調整 一式
堀之内地区	香取市	調査・調整 一式

災害復旧事業（負担割合 国：95.3% 地元：4.7%）※激甚指定及び補助率増高による茂原市の農業用施設に対する補助率

施 設 名	工 事 箇 所	事 業 量
五郷支線用水路	茂原市墨田地先	実施設計業務 一式 水管橋復旧工 L=39.0m

工事実施地区の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解の上で協力をお願い申し上げます。

賦課金

令和2年度区費賦課については、下記のとおり通常総代会において可決されました。

【賦課基準】

- (1) 経常費 (1,000㎡当り) : 田 2,000円 畑 500円 (田の1/4)
 (2) 維持管理費 (1,000㎡当り) : 田 2,600円 畑 650円 (田の1/4)
 (3) 特別賦課金 (1,000㎡当り) : 4,005円 (神崎東部工区)
 (4) 管理委員会支部賦課金 (1,000㎡当り)

支 部 名	田	畑	備 考
佐原支部	264円	66円	全城
常磐支部	2,900円		全城
久賀支部	2,800円		全城
多古支部	2,100円		全城
	2,100円		全城 (県営事業費)
南条支部	3,000円		下記地区以外
	700円		宝来地区
	700円		宝来地区以外 (県営事業費)
東部支部	1,500円	375円	全城 (経常費)
	400円	100円	松尾第1、蓮沼支線費地区
	200円	50円	形形支線費地区
	200円		松尾第2、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田支線費地区
	100円		横芝、栗山、鳥喰下支線費地区
松尾支部	716円	521円	飯田地区
	989円	521円	長倉地区
	1,314円	438円	横芝東部外地区
	930円	133円	松尾東部外地区
	472円	133円	八田・徳尾地区
	900円	225円	八田・徳尾地区以外 (県営事業費)
南郷支部	244円	61円	全城
東金支部	313円	78円	全城

支 部 名	田	畑	備 考
	700円	700円	全城 (経常費)
	500円	500円	第3工区 (運営費)
	400円	400円	第9工区 (運営費)
	300円	300円	第2、4、5、6、7工区 (運営費)
	150円	150円	第8工区 (運営費)
	327円	65円	第4工区 埴川地区 (事業費)
	396円	79円	第2工区 埴川地区 (維持管理費)
	416円	83円	第4工区 埴川地区 (維持管理費)
	68円	13円	第5工区 埴川地区 (維持管理費)
中部支部	236円	47円	埴川地区 (維持管理費)
	2円	1円	埴川地区 (維持管理費)
	155円	31円	第6工区 埴川地区 (維持管理費)
	85円	17円	埴川地区 (維持管理費)
	436円	87円	第8工区 埴川地区 (維持管理費)
	247円	49円	埴川地区 (維持管理費)
	217円	43円	第9工区 埴川地区 (維持管理費)
	236円	47円	埴川地区 (維持管理費)
	227円	45円	栗生地区 (維持管理費)
福岡南支部	353円	88円	全城
福岡東支部	318円	80円	全城
増穂支部	2,049円	512円	全城
大瀬支部	836円	209円	全城
本納支部	700円	175円	全城
東郷支部	540円	135円	全城
	2,184円	545円	栗生工区 高瀬支線・野瀬直接分水地区
高根支部	1,997円	499円	栗生工区 東郷支線・茂原支線地区
	1,184円	295円	東郷工区 高瀬支線地区
茂原支部	2,920円	730円	全城
西部支部	510円		全城
五郷支部	1,030円		全城
松洲支部	1,830円		全城
	1,200円		栗生、一宮地区 (工事費)

(5) 地区別工区賦課金 (1,000㎡当り)

工 区 名	田	畑	備 考
森戸工区	1,000円	1,000円	全城
多古工区	500円		全城

【賦課期日及び徴収時期】

賦 課 種 別	賦 課 期 日	徴 収 時 期
経常費	令和2年4月1日	令和2年9月1日～ 令和2年9月30日
維持管理費	令和2年4月1日	令和2年9月1日～ 令和2年9月30日
特別賦課金	令和2年4月1日	令和2年9月1日～ 令和2年9月30日
管理委員会支部賦課金 ※下記管理委員会支部以外	令和2年4月1日	令和2年9月1日～ 令和2年9月30日
中部支部	令和2年4月1日	令和2年7月1日～ 令和2年7月31日
地区別工区賦課金 ※下記地区別工区以外	令和2年4月1日	令和2年9月1日～ 令和2年9月30日
多古工区	令和2年4月1日	令和2年10月1日～ 令和2年11月2日

総代の任期満了に伴う選挙のお知らせ

現総代の任期は令和2年9月26日をもって満了となります。
総代選挙はこれまで、東金市選挙管理委員会の管理にて行われておりましたが、土地改良法の改正により、
今回より両総土地改良区の管理のもとで行います。
詳細につきましては決定次第、本土地改良区ホームページ等でお知らせいたします。

1. 総代選挙の時期（令和2年7月28日～9月16日）
- 任期満了による総代選挙の時期は、任期満了日の前60日から10日までに行うと両総土地改良区
定款附属書総代選挙規程に規定されており、上記の期間で選挙期日を決定いたします。
2. 立候補資格
- 年齢20歳以上の組合員（禁錮以上の刑に処された者でその執行を終わるまでの者を除く）
3. 総代の選挙区別定数

選挙区	市町村名	大字名	総代数
第1区	香取市	佐原、篠原、新寺、玉造、牧野	2
第2区	香取市	大戸、大戸新田、大戸川、森戸、山之辺、片野、上小川、関、川尻、石納、飯島、昭和町	7
第3区	香取市	堀之内、谷中、寺内、西部田、鴛崎、西和田	4
第4区	香取市	大根、伊地山、大崎、西田部、苅毛、岩部、荒北	2
第5区	香取郡神崎町	今、高谷、並木、神崎本宿、郡、大貫、毛成、武田、立野	3
第6区	成田市	伊能、堀籠、奈土、柴田	2
第7区	香取郡多古町	川島、東松崎、坂、方田、南玉造	3
	匝瑳市	小高	
第8区	香取郡多古町	本三倉、次浦、谷三倉、西古内、御所台、寺作、井戸山、大門	2
第9区	香取郡多古町	多古、島、水戸、林、船越	4
第10区	香取郡多古町	南中、北中、南並木、南借当、南和田、中村新田、東輝、東部	3
香取支所管内 計			32
第11区	匝瑳市	大保里、加多古、飯多香、公崎、長丘、堀ノ内、松山、大浦	2
第12区	匝瑳市	吉田、南神崎、山崎、八辺	3
第13区	匝瑳市	貝塚、亀崎、新、飯倉、木積、田久保	2
第14区	山武郡横芝光町	篠本、新井、宝米、二又、市野原、木戸	4
第15区	山武郡横芝光町	小川台、芝崎、母子、傍示戸、小田部、台、富下、虫生	3
第16区	山武郡横芝光町	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田、長倉、坂田池、取立	2
第17区	山武郡横芝光町	横芝、両国新田、古川、栗山、鳥喰新田、鳥喰上、鳥喰下	4
第18区	山武郡横芝光町	屋形、新島、北清水、新島旧新堀、新島旧三島	4
第19区	山武市	松尾町八田、松尾町猿尾、松尾町五反田、松尾町祝田、松尾町本水深、松尾町田越、松尾町大堤、松尾町蕪木、松尾町小川、松尾町金尾	4
第20区	山武市	松尾町高富、松尾町本柏、松尾町木刀、松尾町武野里旧野中、松尾町武野里旧中里、松尾町武野里旧下武射、松尾町広根	3
第21区	山武市	蓮沼イ、蓮沼口、蓮沼ハ、蓮沼ニ	5
第22区	山武市	寺崎、早船	2
第23区	山武市	上横地、下横地、草深、五木田、小泉、富田幸谷、富田	5
第24区	山武市	松ヶ谷イ、松ヶ谷口、井之内、本須賀、白幡	5
第25区	山武市	姫島、成東、和田、板附、湯坂、森、矢部	2
第26区	東金市	求名、道庭、松之郷、家之子	3
第27区	東金市	東金、田間、北之幸谷、堀上、川場、押堀、台方	7
第28区	東金市	福俵、山口、田中	2
第29区	東金市	関内、三浦名、宮、高倉、御門、殿廻、中野、菱沼、堀ノ内、前ノ内、二又、小関飛地、田中荒生飛地	6
第30区	東金市	広瀬、関下、大沼、宿、荒生、薄島、家徳、幸田、北幸谷、粟生飛地、藤下飛地、西野飛地、不動堂飛地	6
第31区	東金市	小沼田、大沼田、一之袋、二之袋、砂古瀬、依古島、東中島、下谷、西中、上谷、真亀飛地	6
第32区	山武郡九十九里町	片貝、田中荒生	5
第33区	山武郡九十九里町	真亀、不動堂、西野、藤下、下貝塚、細屋敷、粟生、宿、薄島飛地、大沼飛地、荒生飛地	5
第34区	大網白里市	養安寺、山口、大網、仏島、大網星谷、大竹、金谷郷	4
第35区	大網白里市	永田、駒込、経田	2
第36区	大網白里市	柳橋、木崎、北飯塚、南飯塚、星谷、南横川、富田、北横川、柿餅、上貝塚、清名幸谷、上谷新田、駒込経田飛地、福俵仏島大網飛地	7
第37区	大網白里市	九十根、下ヶ傍示、長国、北吉田、桂山	2
第38区	大網白里市	四天木、細草、南今泉、北今泉、清水	8
山武支所管内 計			113
第39区	茂原市	本納、法目、高田、西野、榎神房、小萱場	4
第40区	茂原市	萱場、弓渡、粟生野、千沢、南吉田、清水、御蔵芝	7
第41区	茂原市	長尾、大登、腰当、北塚、渋谷、小林、下太田	3
第42区	茂原市	千町、六ツ野、木崎、谷本、新小轡、小轡、七渡、本小轡、中之郷飛地、北高根飛地	7
第43区	茂原市	長谷、内長谷、押日、鷺ノ巢、高師、東茂原、大芝、山崎、上茂原、下永吉、川島飛地	3
第44区	茂原市	早野、網島、八幡原、墨田	3
第45区	長生郡白子町	浜宿、牛込、剃金、五井	5
第46区	長生郡白子町	関、北高根、福島、南日当、北日当	5
第47区	長生郡白子町	古所、五井、八斗、鷺、中里、幸治	4
第48区	長生郡長生村	本郷、宮成、小泉、中之郷、曾根、一松飛地甲、岩沼飛地、六ツ野飛地	6
第49区	長生郡長生村	金田、藪塚、水口、北水口、岩沼、信友	4
第50区	長生郡長生村	一松乙、一松丙、入山津、鷺、一松	4
第51区	長生郡一宮町	船頭給、新地、宮原、一宮	1
長生支所管内 計			56
合計			201

賦課金の納入について 忘れていませんか？

組合員のご理解により大部分の賦課金が納期までに納入されておりますが、納入が滞っておられる方は、滞納処分(差押え)の対象となりますので、速やかに納入されますようお願い申し上げます。



口座振替が便利です

取扱い金融機関 下記金融機関等から預貯金口座振替(自動振替)ができます。※申込用紙は最寄りの支所でお受け取りください。

- 銀行・・・千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行
- 信用金庫・・・千葉信用金庫、銚子信用金庫、東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、東京東信用金庫
- 信用組合・・・房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合
- 農業協同組合・・・千葉県内にある各農業協同組合
- 労働金庫・・・中央労働金庫 ○郵便局・・・全国の郵便局

郵便局の口座振替を利用する組合員様へ

令和2年度より収納口座が変更になりますのでお知らせいたします。

旧 口座番号 00110-7-962510 ⇒ **新** 口座番号 00240-8-90441

忘れていませんか？届け出！！

こんな時は
必ず届け出を
お願いします

市町村・法務局・農業委員会等に届け出済、または所有権が移転済であったとしても、**農地の異動・組合員資格に変更等がある場合には、必ず当土地改良区へ届け出下さい。**
届け出がなければ、土地台帳が変えられず、
賦課金は従来の組合員への賦課となってしまいますのでご注意ください。

組合員の資格等の変更があった時

1. 組合員を変更する場合
(相続・農業者年金の受給又は経営移譲)
2. 農地を売買・交換した場合
3. 住所の変更をする場合
4. 農地の賃貸借又は解約した場合



組合員資格得喪通知書を提出してください。

※口座振替をご利用中の方は、併せて更新手続きをお願いします。

売買等による農地の異動の場合、滞納賦課金がある農地を取得しますと土地改良法第42条の規定により農地を取得した組合員が滞納賦課金を納入しなければなりませんので、事前に確認をお願いします。

当土地改良区ホームページ(URL:<http://www.ryoso-lid.or.jp>)からダウンロードできます。

「組合員資格得喪通知書」は最寄りの支所にあります。



お問合せは、最寄の
みどり
「水土里ネット両総」へ

香取支所

☎0478-54-3566
〒287-0005 香取市佐原ホ689

FAX0478-54-3904

山武支所

☎0479-82-8820
〒289-1746 横芝光町寺方515-1

FAX0479-82-8851

長生支所

☎0475-34-3113
〒299-4114 茂原市本納3041

FAX0475-34-3178

農地を農地以外に 転用する時

1. 宅地・店舗等へ
転用する場合
2. 公共用地(道路等)へ
転用する場合



「農地転用等の通知書・地区除外申請書」、
「開発行為等に伴う排水同意申請書」を
提出し、必要な決済を行ってください。

農地転用には決済が必要になります。

この決済金は、受益農地を転用することにより土地改良区全体の受益地が減少し、維持管理に必要な各組合員の賦課金が加重負担にならないよう必要となるものです。

なお、国・県・市町村等の公共事業用地(道路・河川敷等)として買収され転用される場合にも決済金が必要になります。

農地転用等の申請書は、最寄りの支所にあります。

